

個人情報ファイルの名称	児童手当受給者台帳ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	児童手当の申請・認定・通知・支給等に関する情報を記録し、児童手当の支給・更新・変更を利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6受給者の加入年金、7受給者の口座情報、8続柄・親族関係、9婚姻・婚姻歴、10家族構成、11職業・職種、12所得状況、13扶養関係、14電話番号
記録範囲	受給者、対象児童、受給者の配偶者、養育者
記録情報の収集方法	認定請求書、諸変更届、現況届、申立書、調書、各証明書、税情報、住基情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	提供の求めがあった市区町村及び官公署（児童手当法第28条）、現況届結果通知書封入・封緘業務の委託業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名称） 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備考	認定請求書、額改定請求書、諸変更届、現況届、消滅届、児童手当等の受給資格に係る申立書、住所要件に関する調査書、父母指定者指定届、育実実についての申立書、受給者証明書交付申請書、監護事実の同意書、児童手当に係る地方税の無申告の申立書、児童手当等関係書類取下書兼手当辞退届、未支払児童手当請求書、児童手当等に係る海外留学に関する申立書、各添付書類含む

個人情報ファイルの名称	児童育成手当受給者台帳ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	児童育成手当の申請・認定・通知・支給等に関する情報を記録し、児童育成手当の支給・更新・変更を利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6本籍・国籍、7続柄・親族関係、8婚姻・婚姻歴、9家族構成、10傷病名・傷病歴、11心身の障害の有無・程度、12診断結果、13職業・職種・職歴、14収入、15税額、16暮らし向き、17住居の状況、18扶養関係、19公的扶助、20電話番号
記録範囲	受給者、対象児童、受給者の配偶者、養育者
記録情報の収集方法	認定請求書、諸変更届、現況届、申立書、調書、各証明書、税情報、住基情報、口頭
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	現況届結果通知書封入・封緘業務の委託業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名称) 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備考	認定請求書、額改正請求書、諸変更届、現況届、消滅届、事実婚解消の申立書、住所要件に関する申立書、遺棄調書、未婚調書、養育事実についての申立書、受給者証明書交付申請書、監護事実の申立書、障害判定診断書、特定扶養親族申告書、未支払児童育成手当請求書、児童育成手当等関係書類取下書兼辞退届、各添付書類含む

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当受給者ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当の認定、支給等に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6本籍・国籍、7続柄・親族関係、8婚姻・婚姻歴、9家族構成、10傷病名・傷病歴、11心身の障害の有無・程度、12診断結果、13職業・職種・職歴、14収入、15税額、16暮らし向き、17住居の状況、18扶養関係、19公的扶助、20電話番号、21公的年金受給状況、22口座情報
記録範囲	受給者、対象児童、受給者の配偶者、養育者、扶養義務者
記録情報の収集方法	認定請求書、諸変更届、現況届、申立書、調書、各証明書、税情報、住基情報、口頭
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	受給資格者が転出した市区町村
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	認定請求書、額改定請求書、諸変更届、資格喪失届、現況届、養育事実の申立書、住所要件に関する申立・調査書、監護事実についての申立・調査書、事実上の婚姻関係を解消したことの申立書、東京都無料乗車券発行申請書、特定資格証明書交付申請書、公的年金調書、未婚の調書、遺棄の調書・申立書、添付書類、児童扶養手当関係書類取下書、証書亡失届

個人情報ファイルの名称	乳幼児・子ども・高校生等医療証受給者台帳ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児・子ども・高校生等医療証の申請・認定・通知に関する情報を記録し、医療証の交付・更新・変更を利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6続柄・親族関係、7職業・職種・職歴、8収入、9電話番号
記録範囲	保護者、配偶者、養育者、助成対象者（子ども）
記録情報の収集方法	乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請書、子ども医療費助成制度申請事項変更（消滅）届、子ども医療費助成制度医療証再交付申請書、住基情報、税情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	乳幼児・子ども・高校生等医療証封入・封緘業務の委託業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請書、子ども医療費助成制度申請事項変更（消滅）届、子ども医療費助成制度医療証再交付申請書

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費助成受給者台帳
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等医療証の交付
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6本籍・国籍、7続柄・親族関係、8婚姻・婚姻歴、9家族構成、10傷病名・傷病歴、11心身の障害の有無・程度、12診断結果、13職業・職種・職歴、14収入、15税額、16暮らし向き、17住居の状況、18扶養関係、19公的扶助、20電話番号
記録範囲	受給者、対象児童、受給者の配偶者、養育者、扶養義務者（受給者の直系血族及び兄弟姉妹で、受給者と生計を同じくする者）
記録情報の収集方法	交付申請書、諸変更届、現況届、申立書、調書、各証明書、税情報、住基情報、口頭
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名称) 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課 (所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 (他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備考	交付申請書、諸変更届、現況届、住所要件に関する申立・調査書、事実上の婚姻関係を解消したことの申立書、遺棄調査、消滅届、養育事実の申立書、監護事実の申立・調査書

個人情報ファイルの名称	保育コンシェルジュ相談者データベース
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	保育コンシェルジュ業務を円滑に進めるため利用する。
記録項目	1氏名、2住所（居住地域）、3子どもの生年月日、4続柄・親族関係、5相談内容、6電話番号、7居住歴
記録範囲	保育コンシェルジュへの相談者
記録情報の収集方法	相談カードへの記入
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	病児保育利用者登録名簿
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	病児保育事業を円滑に進めるため利用する。
記録項目	1申請者氏名、2申請者住所、3登録児童氏名、4登録児童性別、5登録児童生年月日
記録範囲	申請者、登録児童
記録情報の収集方法	墨田区病児保育事業利用登録申請書への記入
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都立墨東病院病児・病後児保育室
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	—

個人情報ファイルの名称	ひとり親世帯臨時特別給付金受給者台帳ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親世帯臨時特別給付金の支給
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5続柄・親族関係、6家族構成、7宛名番号、8世帯番号、9所得状況、10申請・決定・支給に関する情報、11電話番号、12口座情報
記録範囲	受給者、対象児童、養育者
記録情報の収集方法	(1) 児童扶養手当受給者台帳から令和2年6月分の児童扶養手当を受給している者を抽出 (2) 児童扶養手当を受けていない者等のうち、本件給付金の支給対象者である本人からの請求
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名称) 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備考	単年度事業(令和2年度)

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業管理簿
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業の実施
記録項目	1氏名、2住所、3宛名番号、4識別番号（申込ID）、5対象区分、6カタログ発送日
記録範囲	対象者
記録情報の収集方法	児童扶養手当の受給者台帳及びひとり親世帯臨時特別給付金受給者台帳から、本事業の対象となる者を抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名称） 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備考	単年度事業（令和2年度）

個人情報ファイルの名称	東京都出産応援事業発送管理簿
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	東京都出産応援事業に係るギフトカードを送付、管理するために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4宛名番号
記録範囲	本事業の対象児童（令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に生まれ、誕生日及び令和3年4月1日に住民登録が墨田区にある児童又は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に生まれ、誕生日に住民登録が墨田区にある児童）
記録情報の収集方法	対象児童の住民票の異動履歴を窓口課から提供してもらい、該当者を抽出し、管理簿に記載する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名称） 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備考	単年度事業（令和3・4・5年度） 東京都から委託業者を通じて、管理番号が付されたギフトカードが納品される。区で管理番号と本事業の対象者を紐付けた後、ギフトカードを送付する。必要があるときは、当該管理番号を用いて、区は委託業者及び東京都とやり取りをする。

個人情報ファイルの名称	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）及び子育て世帯生活支援追加支援事業受給者台帳ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給及び子育て世帯生活支援追加支援事業の実施に必要であるため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5続柄・親族関係、6家族構成、7宛名番号、8世帯番号、9所得状況、10申請・決定・支給に関する情報、11電話番号、12口座情報
記録範囲	支給対象者、支給対象児童
記録情報の収集方法	児童扶養手当受給者台帳から児童扶養手当の受給者を抽出し、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給者台帳に記録するほか、児童扶養手当を受けていない者等のうち、本件給付金の支給対象者である本人からの請求に基づき、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給者台帳に記録する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	提供の求めがあった市区町村及びその他官公庁並びに子育て世帯生活支援追加支援事業の業務委託事業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	単年度事業（令和3・4年度）

個人情報ファイルの名称	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）及び子育て世帯生活支援追加支援事業受給者台帳ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給及び子育て世帯生活支援追加支援事業の実施に必要であるため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6続柄・親族関係、7家族構成、8宛名番号、9世帯番号、10収入、11税額、12所得状況、13申請・決定・支給に関する情報、14電話番号、15口座情報
記録範囲	支給対象者、支給対象児童
記録情報の収集方法	児童手当及び特別児童扶養手当受給者台帳から、各手当の受給者情報を抽出し、支給対象者の重複がないよう突合する。次に、各手当の受給者情報と、当該者の課税台帳情報を突合し、住民税均等割非課税者のみを抽出する。さらに、ひとり親世帯分給付金の支給対象者で、既に同給付金を支給した児童のみを養育する者を除いた者を抽出し、児童手当等受給・非課税者に係る本給付金の受給者台帳を作成する。また、児童手当等受給・非課税者以外で、本給付金の支給対象者である本人からの申請に基づき、当該者に係る受給者台帳を作成する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	提供の求めがあった市区町村及びその他官公庁並びに子育て世帯生活支援追加支援事業の業務委託事業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名称） 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備考	単年度事業（令和3・4年度）

個人情報ファイルの名称	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金受給者台帳ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務の実施に必要なため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6続柄・親族関係、7家族構成、8宛名番号、9世帯番号、10収入、11所得状況、12申請・決定・支給に関する情報、13電話番号、14口座情報
記録範囲	支給対象者、支給対象児童
記録情報の収集方法	児童手当受給者台帳から、本給付金の対象となる令和3年9月分の児童手当（本則給付）を受ける者を抽出し、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金受給者台帳を作成する。また、児童手当受給者以外で本給付金の支給対象者である本人からの申請に基づき、当該者に係る受給者台帳を作成する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	提供の求めがあった市区町村及びその他官公庁、審査業務及び通知書作成業務委託業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名称) 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備考	単年度事業（令和3年度）

個人情報ファイルの名称	子どもの学び応援事業対象者管理台帳
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	子どもの学び応援事業事務における対象者管理及び案内はがき、電子図書カード等の配布管理のために利用する。
記録項目	<p>【令和5年6月27日時点における0歳から18歳までの児童（生年月日が平成17年4月2日から令和5年6月27日までの間にある児童）】 1宛名番号、2カナ氏名、3漢字氏名、4現住所郵便番号、5現住所、6現住所方書、7生年月日、8世帯主との続柄</p> <p>【令和5年6月28日から抽出日時点の異動履歴（生年月日が平成17年4月2日から令和5年6月27日までの間にある者に係る異動履歴に限る。）】 1宛名番号、2異動事由コード、3異動事由、4異動日、5届出日、6カナ氏名、7漢字氏名、8現住所郵便番号、9現住所、10生年月日、11世帯主との続柄、12区民となった日、13転出先郵便番号、14転出先住所、15付記1、16更新日時</p>
記録範囲	子どもの学び応援事業の対象となる者
記録情報の収集方法	住民基本台帳から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	子どもの学び応援事業において、電子図書カード等の配布を委託した事業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名称) 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備考	—